



# Newsletter

21世紀COE<企業法制と法創造>総合研究所  
知的財産法制研究センター

## ❖ RCLIP 第5回研究会 (2004/12/15 開催)

「著作権制度における法改正の方向を探る—  
パロディ作品への対応」

骨董通り法律事務所弁護士・  
ニューヨーク州弁護士 福井健策



本報告において、福井弁護士はパロディを「既存の作品を題材として、状況や関係性を変化させたり、異なる要素やテイストを加えることで、新しい視点やおかしみを生じさせる作品」と広義に定義づけた上で、パロディが剽窃・盗作と異なる点として次の4つの特徴を挙げる。①パロディは、通常、パロディの対象を知っている人々に向けて、対象を示して行われるものであること(オリジナル作品を知って初めてパロディ作品の面白さが分かる)、②効果的なパロディであるためには、オリジナルの一部を借用する必要がある場合が多いこと、③パロディの場合、往々にしてオリジナルの権利者から使用許可を得るのは容易ではないこと、④パロディ作品はオリジナル作品とはスタイルが違うため、多くの贋作と違い、市場でオリジナル作品とバッティングしたり、その代用品となることはないこと(つまり、オリジナル作品と競合しないこと)。とりわけ④について、海賊版はオリジナル作品の売上げに打撃を与えるものであるが、一般的にはパロディはオリジナル

作品を見た上で楽しむものであるためにオリジナル作品の代替性を持たない。ここにパロディ作品の特殊性が存在すると指摘する。

そして、パロディを巡る日本の裁判例として、パロディ・モンタージュ写真事件(最三判昭55・3・28、民集34・3・244)を紹介した上で、本最高裁判決が判示する、①引用して利用する作品と、引用されて利用される作品とが明瞭に区別され、かつ、②両作品の間に主従の関係がなければならず、さらに、③引用される作品の著作者人格権を侵害するような引用は許されないという引用の要件について、利用する作品と利用される作品とが渾然一体となる形式を取るパロディがこれらの要件を充足することは困難であるとする。また最近の事例として、チーズはどこに消えた?事件(東京地判平13・12・29)を取り上げ、「パロディーという表現形式が文学において許されているといっても、そこには自ずから限界があり、パロディーの表現によりもとの著作物についての著作権を侵害することは許されないというべきである」という判決に対して、そもそもパロディ作品は著作権を侵害するものかどうかを判断していないと批判する。

次に福井弁護士は、海外の立法例として、フランス著作権法とスペイン著作権法のいわゆるパロディ規定を紹介し、アメリカ著作権法第107条のフェアユースの規定に言及する。特に、後者についてはフェアユースの4要素、すなわち、①使用の目的と特徴、②利用された作品の性質、③利用された作品全体の中での、利用部分の量と実質、④使用が利用された著作物の潜在的な市場・価値に与える影響、を概観した上で、ミッキーマウスなどが登場するアンダーグラウンド・コミックは「オリジナルを想起するのに必要な程度」を超

えてコピーしたと認定したエア・パイレーツ事件 *Walt Disney Productions v. Air Pirates*, 581 F.2d 751(9th Cir. 1978) やポストカードとして売られていた「Puppies」と題する中年の夫婦が8匹の子犬を抱きかかえて微笑む原告の写真を元にして、被告が無断で「String of Puppies」という彫刻作品を制作・発表したが、被告の行為をフェアユースと認めなかったロジャース対クーンズ事件 *Rogers v. Koons*, 960 F.2d 301(2d Cir. 1992)、名曲「プリティ・ウーマン」について黒人系ラップグループのThe 2 Live Crewのルーサー・キャンベルが同じタイトルのパロディ曲を創作・発表し、被告の行為がフェアユースとして認められたプリティ・ウーマン事件 *Campbell v. Acuff-Rose Music* 510 U.S. 569 (1994) を詳細に紹介し、アメリカにおいてフェアユースの規定がパロディ作品においていかに機能しているかを解説した。

最後に、最近の引用規定の解釈動向を紹介した上で、現行法の解釈によるパロディ作品の対応として、引用を本来型と変容型の2種類に区分し、変容型であるパロディに対しては明瞭区別性・主従関係という要件ではなく、条文上の判断基準によりその適法性を判断することを提案する。次に、より現実的なアプローチとして法改正による対応を検討し、①パロディ規定の導入（フランス、スペイン型）、②フェアユース規定の導入（アメリカ型一般規定）、③引用規定の見直し（パロディを包含する）の3方法を挙げる。さらに、オリジナル作品の著作者人格権への対応については、著作権法第20条第2項第4号（同一性保持権の不適用）の運用を考慮すべき課題とする。なお、パロディに対する法改正または法解釈の際の持つべき視点として、①想定される読者・観客にとって、原著作物（出所）が明らかであること、②原著作物を新たな視点で再構築していること、③原著作物には代替性がないこと、④目的にとって必要な範囲内での利用であること、⑤原著作物に市場で与える影響は相当に限定的であること、を

挙げる。

以上を内容とした報告に引き続き、参加者との間で積極的な質疑応答が行われた。

（文責 RCLIP RA 安藤和宏）

#### ❖ RCLIP 第6回研究会（2005/1/31開催）

「著作者人格権をめぐる立法的課題」

上野達弘（立教大学法学部助教授）



2005年1月31日に開催された第6回RCLIP研究会では、立教大学の以上野達弘助教授を招聘し、70名程度の参加者の中で、「著作者人格権をめぐる立法的課題」と題する報告を頂いた。現在、著作者人格権をめぐる立法的課題が議論されている。その背景には、わが国の著作者人格権の保護レベルがベルヌ条約の定めるミニマム・スタンダードよりも高いこと、著作者人格権に関する契約の有効性が不明確であること、デジタル技術による著作物の利用形態の変化といった事情が存在する。これらを背景として、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会でも、関係団体からの要望などを受けて、議論が進められようとしている。

従来から、著作者人格権をめぐる立法論については、次の3つのアプローチがあった。第一は、著作者人格権の一つである同一性保持権を制限するものである。ベルヌ条約6条の2は、著作者人格権の保護に関して、各国国内法が名誉声望要件を設定することも可能であることを、ミニマム・スタンダードとして規定している。これに対して、同一性保持権について定めるわが国の著作権法20条にはかかる要件は存在しない。そのため、わが国の同一性保持権は条文の規定上、適

用範囲の広い権利となる。それに対する立法論として、私的領域における改変行為については適用を除外すべきであるとするものや、同一性保持権侵害について名誉声望要件を設けるべきであるとする議論が存在する。第二は、著作者人格権に関する契約の有効性を立法的に明らかにすべきとの議論である。著作者人格権は一身専属性、不可譲渡性を有するため、本質的に契約に馴染みにくい。著作権実務では、契約において著作者人格権の不行使特約を設けることにより対処しているが、かかる特約の有効性を明らかにした判例もない。そのために、かかる契約の有効性を立法により明示すべきであるとの議論が存在する。第三は、著作者人格権を認めることがなじまない一定の場合に、著作者人格権を否定すべきとする議論である。例えば、自然人ではないため直接的には創作行為を行っていない法人については、その著作者人格権を一定の範囲において否定すべきであるという議論や、プログラムやデータベースのような機能的著作物については著作者人格権を認めるべきでないとする議論がある。

これらの問題に対する上野助教授の検討は次の通りである。第一に、同一性保持権の制限の点について、私的改変の適用除外規定を設定するという議論については、20条2項に新たな個別規定を設けることも一般論としてはあり得るが、そうした立法をした場合の波及効果を考慮する必要もある。また、名誉声望要件の設定により限定すべきとの議論については、かかる限定を許容するベルヌ条約のミニマム・スタンダードが立法例において必ずしも一般的であるとはいえず、また、現在よりも保護レベルを下げることの問題点を十分に調整しなければならない。さらに、こうした立法した場合の波及効果について検討する必要もある。この点は、20条2項4号という一般規定の解釈により対応する方向も検討する必要がある点にも留意すべきである。第二に、著作者人格権に関する契約の有効性について立法で明示するという議論についても、立法する場合の

波及効果が大きいため、20条1項の解釈による解決の可能性についてさらに検討するべきである。この点はドイツでも立法に向けた動きが存在したので参考になる。第三に、著作者人格権を認めることがなじまない場合があるという議論については、事実行為として創作行為を行った者に対して著作者人格権を付与すべきという立場からは、そもそも法人に著作者人格権を帰属させることが正当化されないという議論もありうる。一方で、これについても現行法による解釈論による対応を検討するべきであり、解釈論上、法人の著作者人格権の侵害は認められにくいとする結論を導く方法も存在する。機能的著作物に関する著作者人格権についても、かかる著作物の具備する機能性・実用性という要素を20条2項4号の「著作物の性質」の要件の解釈において考慮することによる解決が可能である。

著作者人格権の法改正については、これを強化する方向と弱化する方向の立法論がありうる。最終的に立法に結実するかどうかわか別としても、こうした検討の過程において、現行法の解釈論による対応の可能性と限界が明らかにされることは重要である。この点、同一性保持権について定める著作権法20条は、ハードな個別規定とソフトな一般規定を組み合わせるといった規定の仕方を採用している。この規定を、安定性と柔軟性とを兼ね備えた調節規定であると積極的に評価し、一般規定を活用して具体的妥当性を確保する解釈論を展開しつつ、その結果、一定の解釈が承認されることになった場合、これを個別規定として取り入れるということも可能であろう。現時点ではこのようなスタンスを過小評価することはできない。

以上を内容とした報告に引続き、参加者との間で積極的な質疑応答が行われた。

(助手 今村哲也)

### 中国 DB プロジェクトの進捗状況

中国知的財産権判例データ・ベース構築プロジェクトは、現在、最重要判例の要約作業がほぼ終了し、英訳作業がスタートされた段階にあります。北京大学 (Peking Univ.) 張平(Zhang Ping)助教授チームは北京(Beijing)地域の特許権関連判例 50 件、人民大学(Renmin Univ. of China)の郭禾(Guo He)教授チームは北京(Beijing)地域の商標権関連判例 62 件、清華大学(Tsinghua Univ.)王兵(Wang Bing)教授チームは北京(Beijing)地域の著作権関連判例 64 件の要約を完成しました。なお、上海復旦大学(Fudan Univ.)張乃根(Zhang Naigen)教授チームおよび広州中山大学(Zhongshan Univ.)李正華(Li Zhenghua)助教授チームが担当する上海地域および広東地域の最重要判例の要約は2月末までに完成する予定です。

完成された最重要判例の要約は、現時点、知的財産権関連の翻訳を専門とする会社によって英訳されています。第一弾の10件の判例(北京(Beijing)地域の特許権関連判例)は、3月中旬にデータ・ベースに搭載される予定です。なお、2004年度の中国知的財産権判例合計283件は、本年秋季までにデータ・ベースに搭載される予定です。

(R A 袁藝)

### タイ DB プロジェクトの進捗状況

タイでは新たに70件の判例を追加し、現在、154件の判例がデータベースに搭載されている。今春には更に50件の判例が追加される予定である。これまで収集した判例の分析のために、COE 助手が2週間バンコクのIP&IT裁判所を訪問する予定である。

(助手 今村哲也)

### インドネシア DB の進捗状況

インドネシア側のメンバーの顔ぶれがおおよそ決まったとの連絡を受け、2004年末12月にジャカルタにてメンバーとのミーティングを行った。メンバーの構築の労をとりチームの中心となるインドネシア大学IPセンターのパルリアン・アリトナン氏が集めたメンバーは同氏を含めて5名である。5名は学者・検事・知財総局担当者からなり、現在はデータベースに掲載すべき判例の一覧の作成中である。

また、現在はインドネシア最高裁判所との協力関係の構築を検討中である。これは、本年1月末には高林龍教授とともに、研修のために東京を訪問中であるインドネシア最高裁判事及び学者らとの面会をしたことが契機となったものである。面会にてデータベースプロジェクトの趣旨に対する賛意とともに、本プロジェクトへの協力をしたいとの申し出があった。これにもとづき、3月末にジャカルタにある最高裁判所を訪問しチーム形成に関する協議を行う予定である。

(R A 青柳由香)

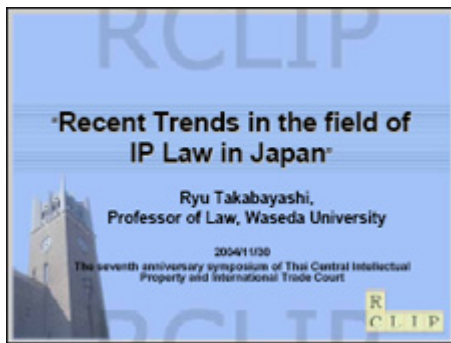
※日経産業新聞(2004/12/06)にアジア知的財産判例データベース(英語版)プロジェクトが掲載されました。

### 中央知的財産国際貿易裁判所7周年記念国際シンポジウムに参加して

2004年11月30日および12月1日、タイ・バンコクのマーチャント・コート・ホテルにおいて、中央知的財産国際貿易裁判所(以下IP&IT Court)の主催する国際シンポジウムが開催された。RCLIPは、かかるシンポジウムにおいて、共催団体として参与した。RCLIPからは高林龍教授と私が参加した他、AIPPI・JAPANの調査でタイを訪問していた丸山亮氏、今村哲也助手も出席した。当日は、300名以上の参加者がタイ内外から招かれた。

シンポジウムでは、冒頭、最高裁判所のスパチャイ長官が基調講演を行った。長官は、以下のように知的財産法の基本哲学について述べた。知的財産権法は、発明者・創作者による発明・創作を基礎として、独占権を付与するが、これらはあくまで公益を目的として与えられるものであり、常に、かかる独占権と公益との間の調和、均衡を意識しなければならない。すなわち、独占ルールと普及ルールの調和をはかることにより、行き過ぎた独占の付与を防止する必要がある。そして、知的財産権は、非常に動的な権利であるため、知的財産に関わる者は、常に、かかる調和を意識しなければならない。

RCLIP 所長の高林龍教授も講演を行い、日本の知的財産をめぐる現況の報告とともに、IP&IT Court と RCLIP の共同企画として進められているアジア知的財産判例データベースについて紹介した。



(高林龍教授のプレゼン資料は下記より閲覧可能です。)

[http://www.21coe-win-cls.org/rclip/2\\_20041130.pdf](http://www.21coe-win-cls.org/rclip/2_20041130.pdf) )

この他に、「知的財産権を巡る最近の動向」について、欧州の立場からマックス・プランク研究所のクリストファー・ヒース博士が、タイ王国の立場からタイ王国商務省ウィラウィット ウィーラウオラウィット 商務大臣などが講演を行うことになった。また、遺伝子操作技術に関する法的問題を議論するセッション、自由貿易協定を議論するセッションもあり、有意義な討論が展開された。

(研究協力員 三浦由美子)

#### 国際私法研究部門

11月27日に、国際シンポジウム「知的財産に関する国際私法原則の国際的調整 -マックス・プランク研究所提案およびアメリカ法律協会提案を中心に-」を行った。

このシンポジウムは、早稲田大学21世紀COE「企業法制と法創造」研究所主催、サントリー文化財団後援により行われ、ドイツのマックス・プランク知的財産法研究所のクアー (Annette Kur) 教授を迎えて、また、韓国から韓国国際私法学会 崔公雄会長、孫京漢副会長、漢陽大学石光現教授、韓国司法研修院盧泰嶽教授の4名、日本側共同研究者5名を招いて、早稲田大学国際会議場第2会議室で開催された。



午前の部は、早稲田大学道垣内正人教授の司会によって進められた。まず、クアー教授からマックス・プランク提案についてプロジェクトの背景と現状、国際裁判管轄権規則、法選択規則にわけ、分かりやすく説明された。次いで、立命館大学渡辺教授から「渉外的知的財産権侵害事件に関する Max Planck Institute 案の検討」と題して、マックス・プランク提案の翻訳と対比しながら、この提案の概要と特徴、日本の判例との対比検討、マックス・プランク案の内容に対する若干の疑問、提言と将来への期待に分けて述べられた。工業所有権について権利登録国という概念を用いたために、著作権について対世的効力を判決に与えるべき国という必ずしも明確ではない概念を用いたこと、ユビキタスの侵害つまり損害拡散型侵害

について個別事例ごとに重心理論を用いた衡量判断は法的不安定性を招き、望ましくないことなどに疑問が呈せられた。クアー教授は、ユビキタスの侵害というのは、単なる拡散型の侵害ではなく、コンピュータによる場合のように、不特定、かつ、多数の国で侵害が生じる場合である、とされた。

午後の部は、早稲田大学木棚照一教授の司会によって進められた。まず、漢陽大学石光現教授から「知的財産問題における国際裁判管轄権に関するマックス・プランク提案：韓国法の観点からみた若干の意見」と題する報告があった。ここではマックス・プランク提案についてのかかなり個別적으로詳細な考察と意見が提起された。



ついで、韓国司法研修院盧泰嶽教授から「いわゆるALI草案の国際私法的関連規定に関する韓国法の観点からの検討」と青山学院大学伊藤敬也助手から「国際知的財産紛争の解決に関するアメリカ法律協会の提案」と題する報告がそれぞれ行われた。盧泰嶽教授は、ALI草案を韓国の制定法上の規定や大法院の判決等と対比して考察され、ALI草案の特許権除外は望ましくないこと、デジタル環境を意識した規定になっている点は評価できるが、管轄権がかかなり広げられている点があることを指摘される。伊藤敬也助手は、主として、2004年1月のALI原則（Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law, and Judgments in Transnational Disputes）を素材としながら、効率的で実効性のある裁判の実現のために裁判管轄について広く併合を認め、権利の原始取得の準拠法として本源国法を基礎としている点を指摘しつつ、インターネット上のデジタル環境を意

識した点に特徴があるが、管轄規則、法選択規則とも受け手よりも送り手の保護を重視している点に問題があることを指摘する。さらに、韓国国際私法学会孫京漢副会長から「ローマIIと知的財産権侵害」と題する報告が行われた後、全体討論を行った。

（文責 RA 佐々木雄一）

#### ❖次回研究会のお知らせ

「第7回RCLIP研究会」

【時間】2005年3月28日 18:00～20:00

【講師】増山 周（社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター法務調査部部长）

【演題】「実演家人格権について」

【会場】早稲田大学14号館501教室

【対象】当研究所企画参加者、学外、実務者

【報告要旨】

デジタル化の進展に伴って実演の改変が容易に行われるようになり、実演家に人格権を認めるべきである考え方が国際的に定着してきている。1996年のWIPO実演・レコード条約（WPPT）の成立を受けて、わが国でも2002年の著作権法改正で実演家人格権が付与され、一方、その適用について、実演家のみならず実演を利用する側からも常に大きな関心が寄せられている。本報告は、いくつか現場の事例を眺めながら、実演家人格権付与の背景及び権利の内容と制限等に関して、これまで国内外の議論の整理を試みる。

❖お申込はこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/form22.html>  
↓

編集・発行

早稲田大学21世紀COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

[Web-RCLIP@list.waseda.jp](mailto:Web-RCLIP@list.waseda.jp)

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/>